

最低賃金、今年度の議論開始 上げ幅

焦点 厚労省審議会

厚生労働相の諮問機関である中央[最低賃金](#)審議会は 22 日、2021 年度の最低賃金について、引き上げ幅の「目安」策定に向けた議論を始めた。[【図解】最低賃金額の推移](#) 目安は、都道府県別に定める地域別最低賃金の決定に大きな影響を与える。21 年度は新型コロナウイルス禍が続く中での対応が焦点で、傘下の小委員会で具体的な水準を協議し、7 月下旬に答申をまとめる方針。最低賃金は、雇い主が労働者に支払わなければならない最低限度の賃金だ。20 年度に決まった現在の水準は全国加重平均で時給 902 円。新型コロナの感染拡大による企業業績の悪化を反映し、前年度比 0.1%、1 円の上昇にとどまった。コロナ禍前の 16~19 年度は約 3%に相当する 20 円台半ばの大幅上昇が続いていた。21 年度に関しては、経営者側が「宿泊・飲食をはじめ幅広い業種で昨年以上に厳しい業況の企業が多い」として引き上げ凍結を求める。一方の労働者側は「賃上げを経済の好循環に結び付ける」として大幅上昇の基調に戻すべきだと訴える。政府はコロナ禍前の

引き上げ実績を踏まえ、「早期に 1000 円を目指す」([菅義偉](#)首相) との方針を掲げている。審議会で厚労副大臣は議論の開始に当たり、「1000 円実現への第一歩となるよう審議をお願いしたい」と述べており、前年度を上回る上げ幅になるとの見方が多い。新たな最低賃金は 10 月 1 日前後から適用される見通しだ。

最低賃金、今年度の議論開始 上げ幅焦点—厚労省審議会

